

# 総合評価方式の変更について【工事、測量等委託業務共通】

平成 27 年 3 月 26 日 福島県入札監理課

福島県では平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから総合評価方式に関する取扱いを下記のとおり一部見直すこととしましたのでお知らせします。

## 1 低入札価格調査制度について 【工事関係】

### ○ 誓約書の取扱いについて

平成 25 年 4 月から、復旧・復興加速化のための特例措置として、落札候補者が調査基準価格を下回った場合は、誓約書の提出をもって低入札価格調査の実施に代えることができるとする特例措置を施行してきました。

試行の結果、通常工事での低入札案件が大半を占めていること、また、改正後の品確法においてもダンピング受注を防止するために低入札価格調査制度の適切な運用が求められている（品確法第 7 条第 1 項第 3 号）ことから、復旧・復興工事の迅速化を図るという当初の施行趣旨を踏まえつつ、誓約書の提出対象工事を復旧・復興工事に限定することとし、その他の通常工事については、低入札価格調査を実施することとします。誓約書提出の対象工事が否かについては入札公告を確認願います。

	改正後	現行
誓約書対象とできる工事	<ul style="list-style-type: none"><li>総合評価方式で実施される東日本大震災等に関する災害復旧事業又は復興事業に係る工事。 （WTO 対象工事と施工体制事前提出方式により実施される工事を除く。）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>総合評価方式で実施される工事。 （WTO 対象工事と施工体制事前提出方式により実施される工事を除く。）</li></ul>

## 2 配置予定技術者の評価について 【工事関係】

### ○複数名分の技術提案書が提出された場合の取扱いについて

配置予定技術者の技術提案書（様式第7号、第11号）については1名分のみ提出してください。複数名分の技術提案書が提出された場合は、提出された全ての技術者の「配置予定技術者の技術力（実績・経験等）」を評価しません。（技術者の評価項目のみ0点。）

橋梁、ポンプ等の工場製作工及び架設工（据付工）を一括して発注する工事の場合の評価対象技術者は総合評価点評価基準に記載してありますので確認の上、該当する技術者の技術提案書（様式第7号、第11号）を1名分のみ提出してください。

評価対象技術者が【**工場製作工又は架設工（据付工）に配置を予定している技術者**】となっている場合であっても1名分のみの技術提案書を提出してください。

	改正後	現行
複数名分の技術提案書が提出された場合の取扱い	・ <u>全ての技術者の「配置予定技術者の技術力（実績・経験等）」を評価しない。（0点）</u>	・ 最も高い得点を獲得した者の点数で評価値を算出。 ・ 当該工事へは記載した全ての技術者を配置しなければならない。

## 3 Q&Aの統合について 【工事、測量等委託業務 共通】

○別々に定めていた『東日本大震災等への対応に関するQ&A』、『「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」に関するQ&A』、『「資格の保有」における技術士、技術士補に関するQ&A』を統合するとともに、新たに『工事の「同種・類似工事」の実績評価に関するQ&A』を追加しました。

## 4 その他 【工事、測量等委託業務 共通】

○上記以外にも運用の改善を図るため「**総合評価点評価基準**」、「**様式関係記載留意事項**」、「**様式**」、「**手引き**」等の一部見直しを行っております。必ず見直し後の資料を確認願います。

## 5 適用年月日 【工事、測量等委託業務 共通】

○平成27年4月1日以降に入札公告する案件から適用します。